

令和4年

第2回日向市議会(臨時会)議案

5月13日

日 向 市

1

2

3

4

5

6

も く ろ く

議案第45号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第46号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	3
議案第47号	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……	4
議案第48号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例……………	5
議案第49号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	6

日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当) 第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例第21条第2項及び日向市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第4項から第6項まで（日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第23条第1項から第6項まで（日向市職員の育児休業等に関する条例（平成4年日向市条例第2号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第7項又は公益的法人等への日向市職員の派遣等に関する条例（平成18年日向市条例第51号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者については、当該退職をした日）における次の各号

に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

令和4年5月13日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する特別職の職員の期末手当の額についての改正後の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条例第1項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「あるのは」ととし、日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年日向市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする。

令和4年5月13日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 23 年日向市条例第 1 号）第 7 条第 4 項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置
(令和 4 年 6 月に支給する特定任期付職員に対する期末手当の額についての改正後の日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条の規定の適用については、同条第 2 項中「とする」とあるのは、「とし、日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年日向市条例第 号）附則第 2 項第 1 号中「127.5 分の 15」とあるのは「167.5 分の 10」とする」とする。

令和 4 年 5 月 13 日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
令和4年6月に支給する教育長の期末手当の額についての改正後の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の規定の適用については、同条例第1項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「とし、日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年日向市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

令和4年5月13日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。 3・4 [略]</p>	<p>(期末手当) 第5条 [略] 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とする。 3・4 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する議会の議員の議員の期末手当の額についての改正後の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項ただし書中「あるのは、」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「とし、日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年日向市条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

令和4年5月13日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

